別表二付表の記載要領第三号中「この表のⅡ」を「この表のⅢ」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「この表のⅡ」を「この表のⅢ」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　この表のⅡは、連結親法人又は連結子法人が法第12条の２第２項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

別表三の表中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改め、同表の記載要領第一号中「提出をいう。」の次に「以下この号及び」を、「同じ。）」の次に「又は中間申告に係る修正申告」を加え、同第二号中「中間申告」の次に「又は中間申告に係る修正申告」を加え、同第五号中「欄は」を「欄の記載に当たっては」に、「金額を記載する」を「ところによる」に改め、同号(1)中「第42条の11第５項、」を「第42条の11第５項若しくは」に改め、「若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。(1)及び(2)において「平成23年12月改正法」という。）附則第55条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第５項」を削り、「当該加算された金額の4.4％相当額」を「平成31年10月１日以後に開始する前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改め、同号(2)中「第68条の15第５項、」を「第68条の15第５項若しくは」に改め、「若しくは平成23年12月改正法附則第72条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第５項」を削り、「当該加算された金額の4.4％相当額」を「平成31年10月１日以後に開始する前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める。

別表四の表中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、「

地方法人税額
(1)×4.4％

」を「

地方法人税額
(1)×10.3％

」に改め、同表の記載要領第一号中「申告書」の次に「（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「をする」を「又はこれらの申告に係る修正申告をする」に改め、同第二号中「又は」を「若しくは」に、「をする」を「又はこれらの申告に係る修正申告をする」に改め、同第四号中「空欄には」を「空欄は」に、「場合は」を「場合には」に、「記載し」を「、それぞれ記載し」に改め、「（修正申告書の提出をいう。）」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の記載要領に一号を加える改正規定、別表二の記載要領の改正規定、別表三の記載要領第五号の改正規定（「欄は」を「欄の記載に当たっては」に、「金額を記載する」を「ところによる」に改める部分、同号(1)中「当該加算された金額の4.4％相当額」を「平成31年10月１日以後に開始する前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める部分に限る。）及び別表四の表の改正規定（「地方法人税額　(2)」の欄に係る部分に限る。）は、平成三十一年十月一日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表一から別表二付表までの書式は、平成三十一年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表三の書式は、平成三十一年四月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。